新（赤文字部分が変更箇所）：2026年11月2日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）
第１条 抵当権設定	第１条 抵当権設定
1.～8.（省略）	1.～8.（省略）
9.期限の利益喪失事由 (1)（省略） (2) ①～⑧（省略）	9.期限の利益喪失事由 (1)（省略） (2) ①～⑧（省略）
⑨銀行の書面（電磁的記録を含む。）または当社が定める電磁的方法による事前の承諾を得ることなく、本抵当物件の全部または一部を、債務者自身または債務者のご家族（原契約第１条の（注）において定める者をいう）の居住用以外の用途（投資用、事業用、賃貸用物件としての使用など）で使用したとき	⑨銀行の書面による事前の承諾を得ることなく、本抵当物件の全部または一部を、債務者自身または債務者のご家族（原契約第１条の（注）において定める者をいう）の居住用以外の用途（投資用、事業用、賃貸用物件としての使用など）で使用したとき
(2) ⑩～⑬（省略） (3) ～(4) （省略）	(2) ⑩～⑬（省略） (3) ～(4) （省略）
第2条～第18条（省略）	第2条～第18条（省略）
【2026年11月2日現在】	【2025年1月14日現在】